

福島町告示第 22 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項の規定する特定空家であると認められる下記建築物について、必要な措置を命ぜられるべき所有者等を確知できないため、法第 22 条第 10 項及び福島町空家等の適正管理に関する条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 6 日

福島町長 鳴海 清春

記

1 対象となる特定空家

- (1) 所在地 松前郡福島町字福島 546 番地 1
- (2) 種類 住宅
- (3) 構造 木造 2 階建
- (4) 延べ床面積 不明

2 必要な措置の内容

対象となる建築物の除却

3 必要な措置を命ずる理由

上記特定空家は、一部崩壊しており、降雪等の荷重により倒壊の危険性が有り、材料の飛散等により近隣住民の生命及び財産に被害を及ぼす可能性がある危険な状態のため、当該措置を命ずるものである。

4 措置の期限

令和 7 年 11 月 14 日

5 動産等の取扱い

福島町長又はその命じた者若しくは委任した者が当該建築物の除去を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、措置の期限までに搬出又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問い合わせ先へ通知すること。

6 問い合わせ先

福島町 建設課

電話 0139-47-3006